

公 告

このたび、下記事業の計画変更について、土地改良法第88条第16項の規定に基づく農地中間管理機構の同意取得並びに同条第18項において準用する同法第87条の3第6項の規定に基づく松江市長と協議を行いたいので、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、当該事業計画の変更の概要を縦覧に供する。

この事業計画の変更に対して意見のある者は、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和8年2月24日までに島根県知事に意見書を提出されたい。

令和8年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也



記

1 地区名及び事業名

大野地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

2 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

3 縦覧の期間

令和8年2月3日から令和8年2月24日まで

4 縦覧の場所

松江市役所

5 意見書の掲出方法

(1) 提出方法

当該地区名、事業名及び意見を記載した書面（様式自由）とする。

(2) 提出先

島根県農林水産部農村整備課

土地改良事業変更計画概要書

大野地区 区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

第1章 変更の内容及び変更を必要とする理由

(1) 変更の内容

	受益面積	事業費
変更前	57.8ha	1,598,000千円
変更後	56.5ha	2,900,000千円
増 減	△1.3ha	1,302,000千円

(変化率 47.8%≥+10%)

(2) 主な変更の理由

(受益面積)

①整地工

- ・事業採択後、地区内的一部区域に相続登記処理困難地が発生し、工事実施が不可能なため、この一部区域を地区除外することによる区画整理面積の減。

(事業費)

①暗渠排水工

- ・暗渠排水工の施工機械について当初は施工性や経済性を考慮しトレンチャーによる施工を計画していたが、トレンチャーは汎用性の低い機械であり、全国においても使用時期が秋施工に集中するため確保が困難であることから、バックホウ施工へ変更することに伴う増額。

また、施工機械の変更に伴う掘削幅の拡大により被覆材の増加に伴う増額。

②道路工

- ・当地区の計画道路の路体（路床）盛土は、基盤土を盛土材として流用し整備する計画としていたが、流用予定の基盤土が設計CBR3%未満の軟弱な土砂であり、道路盛土材として、不適当であったことから、基盤土を土質改良することに伴う増額。

③基盤置換工

- ・軟弱基盤箇所については、営農機械走行へ支障を来すことから、他工事残土（流用土）による置換工を施工することに伴う増額。

第2章 目的

本地区は松江市の市街地より西へ約15km行った出雲市に接した中山間地域で、北側から流れる一級河川大野川と草野川沿いの水田地帯で、地区内を流下する一級河川大野川と草野川及びため池を水源とする水稻主体の中山間農業地帯で現在、農地利用集積は古江地域の担い手が約3割、残り7割を個人農家による営農である。地区の南には国道431号が通り、地区内には南北に貫く幹線の一般県道大野魚瀬恵曇線や市道番上上根尾魚瀬線が整備されるなど、松江市街はもとより、出雲市方面への交通の便も良い。

過去には、昭和56年度から平成3年度に県営土地改良整備事業により3反程度に区画整理されてい

るが、農業機械の大型化や農地の集約には狭小であり、加えてほ場内道路は幅員が狭いことから大型機械化の支障となっている。用水は老朽化により安定供給に支障をきたしており、土壌は強グライ土壌やグライ土壌で地下水位も高く畑作物に適していない状況である。このような整備水準であり、地区内の農業者も高齢化が進むなか、集積・集約を進めているものの大型機械の導入ができず農作業等に多大な労力を費やしており、営農の効率化・大規模化を著しく阻害し、非効率な農業経営となっている。

以上のことから、区画の大区画化、用排水路の整備、道路条件の改善といった基盤整備事業を実施することで、今後地元において農地所有適格化法人を設立し、現況の担い手と2団体で本地区における集積・集約を進め大型農業機械の導入を可能にし、より効率的な農業を実践し、更なる生産コストの削減を行い、農地の集積・集約を進めることで、農業競争力の強化を図るものである。

第3章 地域の所在及び現況

【地域の所在】

島根県松江市大野町、上大野町

【変更前】

・受益地の用途別面積表（単位：ha）

	水田	畠	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合 計
現 況	59.2	0.4	—	59.6	5.8	0.5	—	65.9
計 画	57.2	0.6	—	57.8	7.3	0.8	—	65.9

【変更後】

・受益地の用途別面積表（単位：ha）

	水田	畠	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合 計
現 況	58.0	0.2	—	58.2	6.7	0.5	—	65.4
計 画	55.2	1.3	—	56.5	8.4	0.5	—	65.4

・地形

本地域は松江市の市街地より西へ約15kmに位置し、一級河川大野川、草野川沿いに広がる水田地帯で標高3m～58m程度で、地形勾配1/10～1/3000の水田地帯である。

・土質及び土壤

土壤は強グライ土壌強粘土還元型及びグライ土壌強粘土構造型であり、営農上、排水性に支障がある。

・気象

気候は日本海型気候の典型的特性を示し、年間降水量は約1,490mm、平均気温は15.9℃、降雪期間は12月～3月である。

・水利状況

用水は、一級河川大野川及び草野川の頭首工やため池から取水した用水を開水路で地区内農地に配水している。

排水は、地区内の排水路から大野川と草野川へ排水している。

・ 営農状況

ほ場は昭和 56 年度から平成 3 年度に県営土地改良整備事業が行われているが、水はけが悪く、耕作道路も 3m 程度と狭いため、営農機械の大型化及び効率化が図れず、用排路等も老朽化しているため農作業に多大な労力を要している。

・ 地域環境の概況

本地区は松江市の市街地より西へ約 15 km の出雲市に接した中山間地域で、北側から流れる一級河川大野川や草野川沿いに広がる水田地帯で、地区内を流下する一級河川大野川と草野川及びため池を水源とする水稻主体の中山間農業地帯である。地区の南には国道 431 号が通り、地区内には南北に貫く幹線の一般県道大野魚瀬恵曇線や市道番上上根尾魚瀬線が整備されるなど、松江市街はもとより、出雲市方面への交通の便も良い。

第4章 基本計画

(1) 事業量

工種	事業量(変更前)	事業量(変更後)
区画整理	57.8 ha	56.5 ha
整地工	57.8 ha	56.5 ha
道路工	6,221 m	5,890 m
用水路工	10,715 m	10,440 m
排水路工	8,388 m	8,388 m
暗渠排水工	57.2 ha	55.2 ha

(2) 環境との調和への配慮

本地区に隣接した大野川及び草野川は本事業により改修は行わないが、地区内で希少種が確認されている。区画整理によってこれらの種に与える影響は軽微であると予想されるが、施工に伴う汚濁水の流出により生育環境の変化や水質悪化を防ぐため、沈砂池設置などの対応をとる。工事実施の際に生息が確認された場合は移植場所の選定等について専門家の意見を徴取したうえで、地区外へ移植を行うこととする。

第5章 工事の着手及び完了の予定期

	(変更前)	(変更後)
工事着手	令和 3 年度	令和 3 年度
工事完了	令和 8 年度	令和 13 年度

第6章 管理の要領

- ア) 用水路、排水路、農道 松江市及び松江市土地改良区が管理する。
- イ) 暗渠排水 受益者が管理する。

第7章 換地計画の要領

別添のとおり

第8章 費用の概算

区分	事業費(千円)変更前	事業費(千円)変更後
本工事費	1,598,000	2,900,000
地方事務費	79,900	145,000
合計	1,677,900	3,045,000

第9章 事業の効果

項目	効果額等(変更前)	効果額等(変更後)
年効果額	作物生産効果	6,449千円
	営農経費節減効果	87,488千円
	維持管理費節減効果	△1,991千円
	耕作放棄地防止効果	8千円
	非農用地等創設効果	289千円
	国産農作物安定供給効果	2,418千円
	計	94,661千円
総費用	1,439,656千円	2,986,114千円
総便益額	1,679,787千円	3,129,257千円
総費用総便益比	1.16	1.04
総所得償還率	0%	0%
増加所得償還率	0%	0%

第10章 他事業との関係

該当なし

第11章 計画概要図

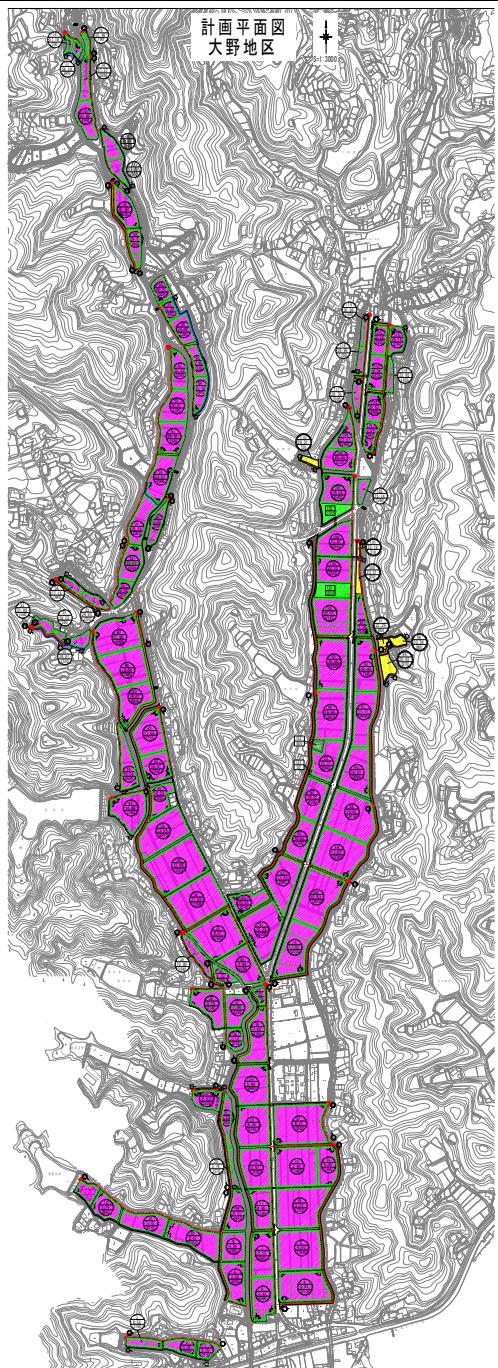
別添のとおり

第12章 その他

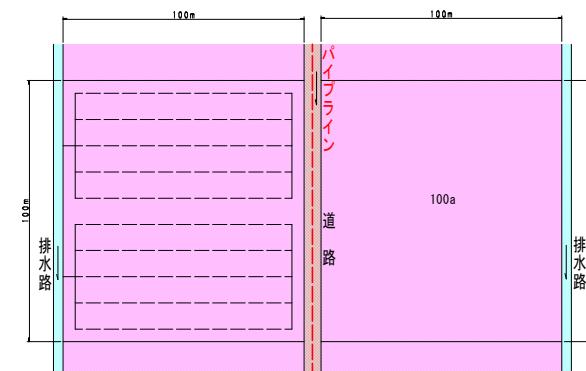
本事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法（以下「法」）第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨を公告した日から、本事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

【変更前】

計画一般平面図

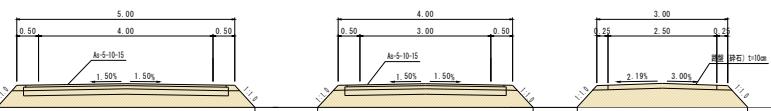


標準区画割図

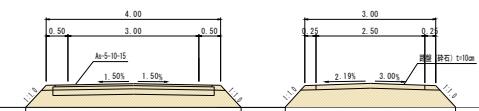


標準構造図

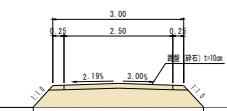
支線道路 A
(AS舗装)



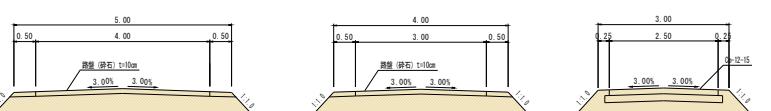
支線道路 B
(AS舗装)



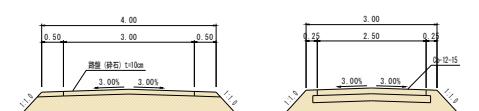
支線道路 C
(碎石)



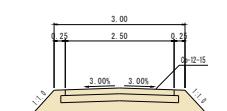
支線道路 A
(碎石)



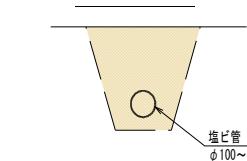
支線道路 B
(碎石)



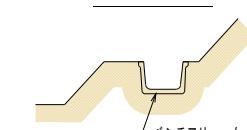
支線道路 C
(Con舗装)



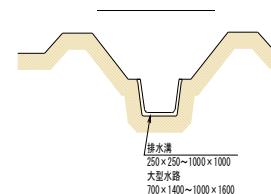
管用 水 路



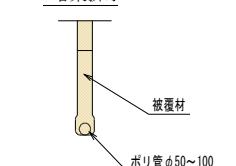
用 水 路



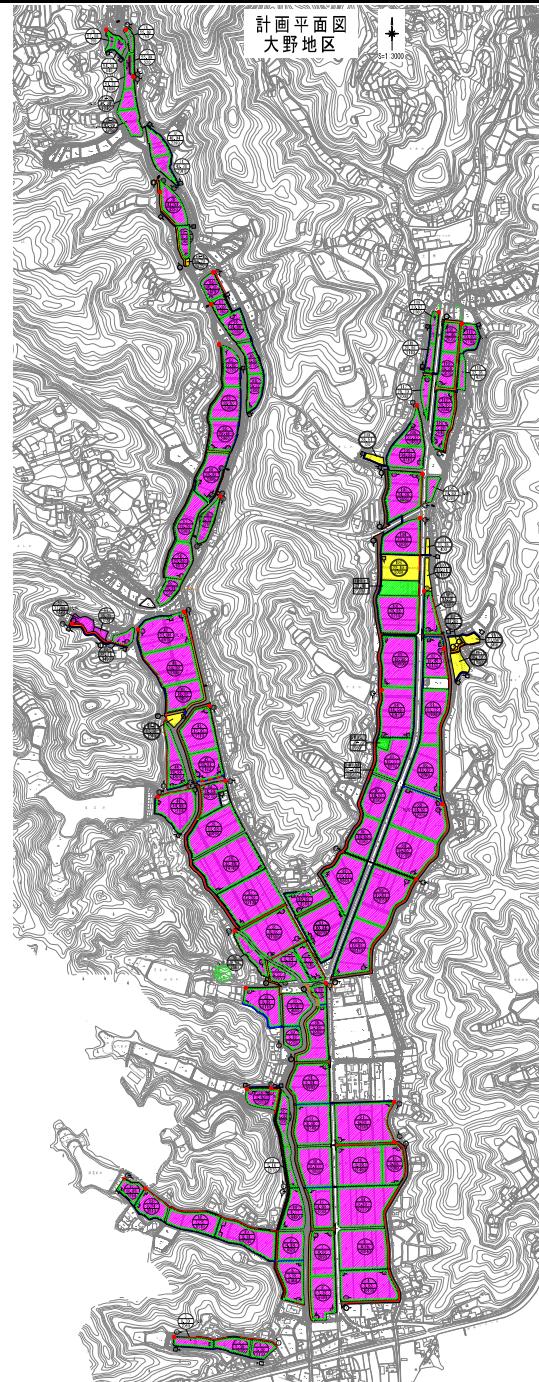
排 水 路



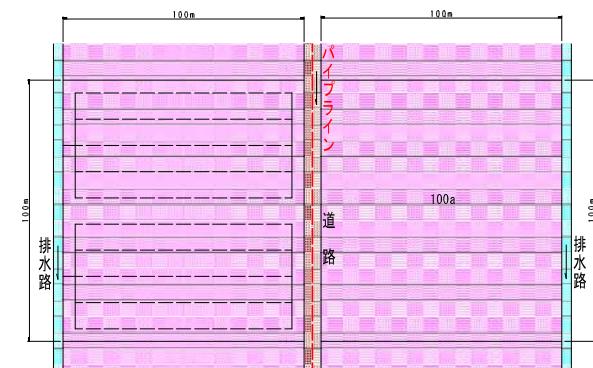
暗渠排水



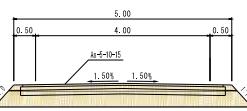
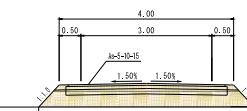
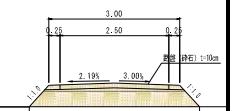
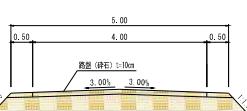
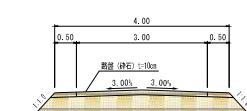
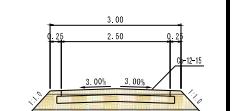
計画一般平面図



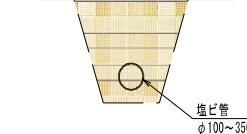
標準区画割図



標準構造図

支線道路 A
(AS 補装)支線道路 B
(AS 補装)支線道路 C
(碎石)支線道路 A
(碎石)支線道路 B
(碎石)支線道路 C
(Con 補装)

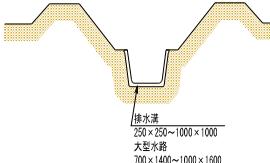
管 用 水 路



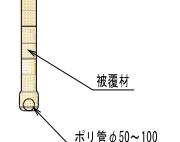
用 水 路



排 水 路



暗渠排水



換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

分散している農地の集団化を行い、農業経営の合理化及び拡大を図るため、換地計画の樹立が必要である。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。
ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別・グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画・畦畔の取り扱い
	地目別、作物別集団化 水田の中に混在する畑は、従前に畑が最も多くあった位置にまとめて工事後に残す畑の希望面積をとりまとめ、換地する。	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心定める	各農家の農地は、出来るだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おむね1団地から2団地を目指す	(固定畦畔) ア 换地は、原則として標準区画を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。 イ 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割する。 ウ 分割後の区画は道路に必ず接するよう配慮する。

(3) 非農用地の換地方針

【変更前】

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他
	営農共同施設	計画平面図A	0.3	特別減歩見合いの創設換地	松江市土地改良区	営農組織
	資材置き場	計画平面図B	0.4	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	宅地	計画平面図C	0.1	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	防火水槽	計画平面図D	0.0	特定用途用地	松江市土地改良区	松江市土地改良区

【変更後】

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他
	資材置き場	計画平面図B	0.4	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	宅地	計画平面図C	0.1	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	防火水槽	計画平面図D	0.0	特定用途用地	松江市土地改良区	松江市土地改良区

(4) 清算の方法

清算方式：増価額比例地積清算方式

評価方式：標準地比準方式

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

【変更前】

区分 工区	用途	機能交換に係わる土地				一般国公有地	合計	(ha)
		国有地	県有地	市町村有地	計			
	道路			2.7	2.7			2.7
	水路			2.6	2.6			2.6
	合計			5.3	5.3			5.3

【変更後】

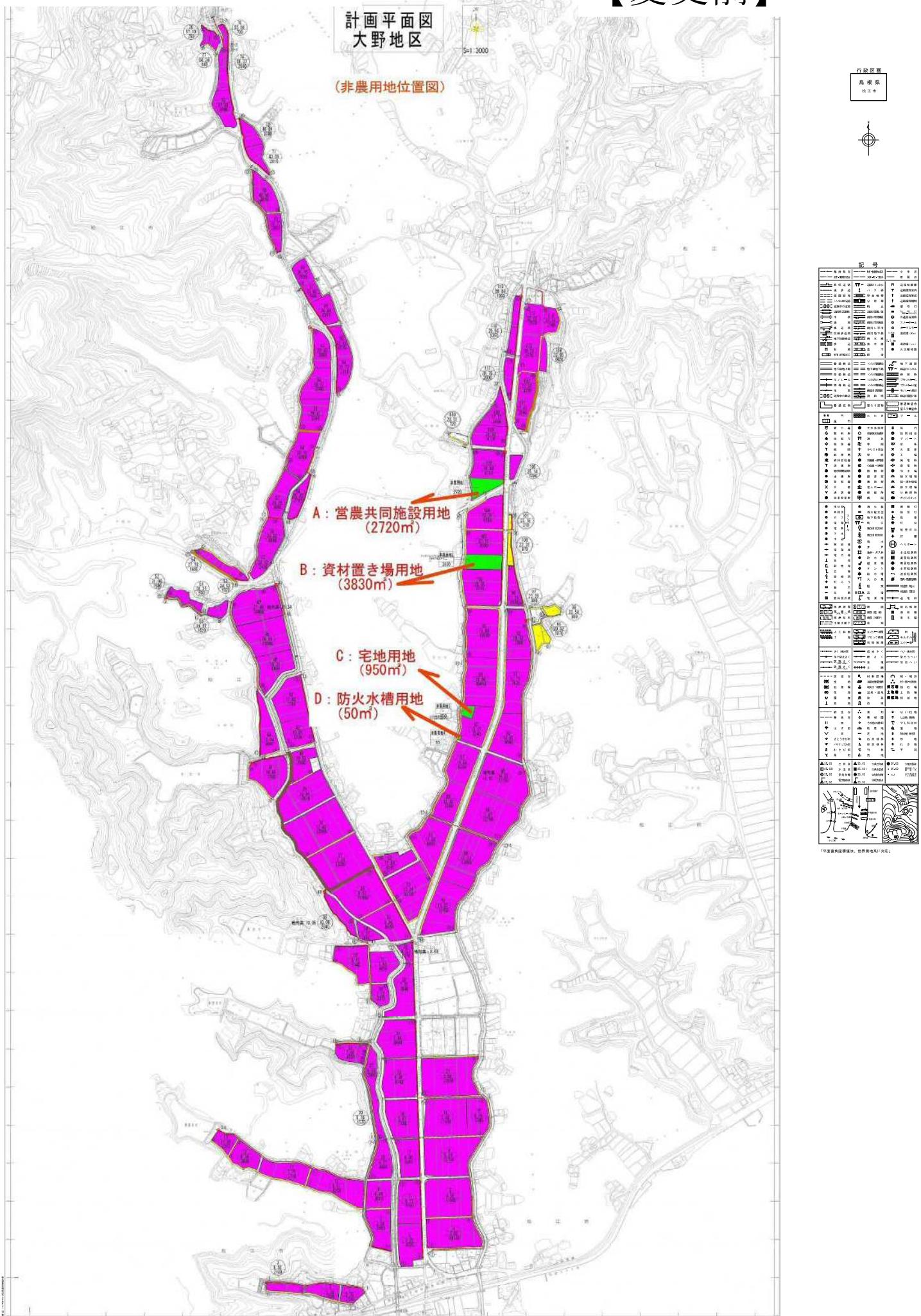
区分 工区	用途	機能交換に係わる土地				一般国公有地	合計	(ha)
		国有地	県有地	市町村有地	計			
	道路			2.8	2.8			2.8
	水路			1.9	1.9			1.9
	合計			4.7	4.7			4.7

4. 換地処分の時期に関する特則

換地区的全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書きに基づき、換地処分を行うことができる。

非農用地設定位置図

【変更前】



非農用地設定位置図

【変更後】

B : 資材置き場用地
(3,830m²)

C : 宅地用地
(950m²)

D : 防火水槽用地
(50m²)

